

令和7年9月24日

建設水道委員長

山本 信幸 様

提出者

建設水道委員

毎熊政直

賛成者

建設水道委員

梅原和喜

同

浅田真五

同

福澤照亮

同

高橋佳子

同

同

同

同

第160号議案 長崎市都市公園条例の一部を改正する条例に係る修正案

上記の修正案を、別紙のとおり会議規則第84条の規定により提出します。

「別 紙」

第160号議案 長崎市都市公園条例の一部を改正する条例に対する修正案

長崎市都市公園条例の一部を改正する条例の一部を次のように修正する。

第2条のうち長崎市都市公園条例別表第7の改正規定中「13,590」を「1,380」に、「18,170」を「1,900」に、「18,460」を「2,230」に、「13,890」を「1,730」に、「18,910」を「2,750」に、「21,450」を「9,060」に、「33,200」を「16,680」に、「36,220」を「19,700」に、「23,000」を「10,610」に、「40,680」を「24,160」に改める。

2 改正の内容

(1) 使用料（利用料金の基準）の改定

(ス) 長崎市総合運動公園かきどまり投てき練習場（別表第6第5項（第26条関係））

現 行		改正案	
区分	1時間につき	区分	1時間につき
一般	523円	一般	630円
小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒	261円	小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒	320円
準備、リハーサル等に利用する場合は、表の4割に相当する額		準備、リハーサル等に利用する場合は、表の5割に相当する額	

(セ) 長崎市平和会館（別表第7（第26条関係））

現 行					改正案				
(単位：円)					(単位：円)				
区分		利用時間			区分		利用時間		
		9時～12時	13時～17時	18時～22時			9時～12時	13時～17時	18時～22時
体育に利用	平日	932	1,278	1,508	体育に利用	平日	1,380 13,590	1,900 18,170	2,280 18,460
	土日祝日	1,162	1,508	1,854		土日祝日	1,730 13,890	2,230 18,460	2,750 18,910
体育以外に利用	平日	6,987	12,812	15,148	体育以外に利用	平日	9,060 21,450	16,680 33,200	19,700 36,220
	土日祝日	8,150	15,148	18,647		土日祝日	10,610 23,000	19,700 36,220	24,160 40,680
準備、リハーサル等に利用する場合は、表の4割に相当する額					準備、リハーサル等に利用する場合は、表の5割に相当する額				